

最近の国土交通省の取組状況について

1. 新・担い手3法に係る取組について

- 品確法基本方針・入契法適正化指針の閣議決定について
- 地方公共団体における施工時期の平準化の推進について
- 適正な工期設定の取組について

等

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

適正化指針とは

入契法(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

(※1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法(※2)の改正法が成立

(※2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、**災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用**、工事検査等における**情報通信技術の活用**等の事項について追記するとともに、**担い手確保のための処遇改善の取組**などについて追記

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請)

～ 入札契約適正化法に基づき公共工事の発注者が講ずべき措置について要請 ～

総務大臣・国土交通大臣から知事、政令市市長及び議長あてに通知 (R1. 10. 21)

<R1. 6. 12公布>
建設業法及び入契法の改正(全会一致)
<R1. 6. 14公布>
公共工事品質確保法の改正(全会一致)

<R1. 10. 18閣議決定>
・適正化指針の改正
・基本方針の改正

公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、
・適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
・発注の見通しに関する事項を公表する義務

<R1. 10. 21要請通知>
今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者はI、II、IIIに掲げる措置を講ずることが必要。

※赤字が主な追記・変更箇所

I. 緊急に措置に努めるべき事項

- 災害復旧等における入札及び契約の方法
 - ・災害応急対策又は災害復旧に関する工事において、緊急性に応じて随意契約や指名競争入札など、適切な入札及び契約の方法を選択
- 施工に必要な工期の確保
 - ・工期の設定に当たって、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮
- 施工時期の平準化
 - ・計画的な発注を行うとともに、中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図る
- 情報通信技術の活用
 - ・工事の監督等に当たって、映像など情報通信技術の活用や三次元データの活用等を図る

II. 継続的に措置に努めるべき事項

- 適正な予定価格の設定
 - ・災害により通常の積算では困難な場合等は見積りの徴収により積算
 - ・市場における最新の実勢価格のほか、法定福利費等を反映して適正に積算
 - ・特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は厳に行わない(品確法違反であり、実態を調査)
- ダンピング対策の強化
 - ・入札金額の内訳を適切に確認
 - ・低入札価格調査制度、最低制限価格制度の活用 of 徹底
 - ・いずれも未導入の場合は導入に向けて検討
- 適切な契約変更の実施等
 - ・現場の状態等を踏まえた適切な設計図書の変更
 - ・工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変更契約を適切に締結
 - ・工期が翌年度にわたる場合は繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる
- 施工体制の把握の徹底
 - ・施工体制台帳に基づく点検や元請への指導等
- 社会保険等未加入業者の排除
 - ・定期の競争参加資格審査等を通じた元請からの排除
 - ・元請による未加入業者との下請契約の禁止等
- 一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用
 - ・段階的選抜方式の活用
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
 - ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、落札決定以後に公表
- 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
 - ・予定価格の作成時期を入札書提出後とする等
- 発注者としての体制の補完
 - ・CM方式等による支援の活用
 - ・発注関係事務に必要な知識・技術を有する職員の育成・確保

III. 情報の公表を行わなければならない事項

- 発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

- 公共工事の円滑な施工確保
- 適正な施工確保のための技能労働者の育成及び確保
 - ・公共工事の施工に当たって建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努める

新・担い手3法についての地方公共団体への周知

○地方公共団体発注工事において、適正な工期設定や施工時期の平準化などの働き方改革の推進、ICTを活用した生産性の向上、災害時の緊急対応等の取組を推進させるため、公布に伴い、地方公共団体に通知を発出したほか、下記の通り、新・担い手3法の内容について様々な機会を通じて地方公共団体に対して周知徹底を図っている。

新・担い手3法説明会（7月中旬～8月下旬）

地方公共団体・建設業界等向け

○「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）の成立を踏まえ、著しく短い工期による請負契約締結禁止や施工時期の平準化の促進、建設業許可基準、受発注者の責務の見直しなどの改正内容について周知徹底を図るため、新・担い手3法の内容について全国各ブロック10箇所で説明会を開催した。

地域発注者協議会（6月下旬～8月上旬、10月～11月）

首長・発注担当部課長向け

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施するもの。施工時期の平準化について目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、取組改善に向けた働きかけを実施。
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置。

ブロック監理課長等会議（6月上旬～6月下旬、11月）

監理担当・発注担当課長向け

- 建設業、公共工事の入札契約制度に関する施策の最近の動向等について報告するとともに、これらを巡る諸課題について議論を行うことで、都道府県への建設業行政施策の周知徹底を図ることを目的として実施。また、国土交通省と各都道府県の担当課長等との直接の意見交換の場となっている。年2回、各全国8ブロックで開催され、国土交通省本省、地方整備局等、都道府県からの参加者で構成。
- 令和元年度上期では、①担い手3法の取組、②適切な施工確保の徹底、③建設技能者の処遇改善等に向けた取組等について、意見交換・議論を行った。

都道府県中小企業者調達推進協議会（7月中旬）

財政担当・建設業担当部長等向け

官公需確保対策地方推進協議会（9月中旬～11月中旬）

会計担当者向け

- 中小企業者の受注機会の確保に関する国と地方公共団体の調達の取組に関する情報の共有や連携方策について、検討や協議を行う場として開催。新・担い手3法を周知するとともに、施工時期の平準化の取組の実施及び市町村への働きかけ等について要請した。
- 中小企業庁が9月10日付けで閣議決定で改定された官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針の内容を周知するため全国47都道府県50会場で開催。この機会を利用し、施工時期の平準化の意義等について地方公共団体に対する周知を行った。

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準
更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に
平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として
平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底
(総務省との連名による取組要請の通知のほか、中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、
地方ブロック土木部長等会議(8ブロック)、都道府県技術管理等主管課長会議、監理課長等会議(8ブロック)等を実施)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
 - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
 - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
 - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

公共工事の施工時期の平準化に向けた取組

これまで講じた取組

10月

- 地域発注者協議会(全国10ブロック)を開催し、運用指針改正案として平準化の取組を説明(10/11～)
- 改正入契法の適正化指針を踏まえ、債務負担行為の積極的な活用をはじめ、平準化の更なる取組について、総務省と連名で都道府県、市町村に対し取組を要請(10/21)

11月

- 地域ブロック土木部長会議(全国8ブロック)を開催し、運用指針改正案として平準化の取組を説明(11/1～)
- 全国8ブロックでブロック監理課長等会議を開催し、各都道府県に対して、来年度に向けた平準化の一層の取組を働きかけるとともに、今後の対応状況等について聴取(11/5～)
- 入契法に基づき、総務省と連名で、全地方公共団体に対して、平準化の進捗及び取組状況の調査を発出(入契調査(11/15))

今後の取組

- 特に平準化の取組が進んでいない人口10万人以上の市に対して、12月末にヒアリングの実施を通知。
- 今月から2月目途にかけて、個別にヒアリングを実施し、今後の方針や課題について聴取。
※総務省とも連携し、自治体の財政部局に対して、ヒアリングへの協力やゼロ債務の適切な設定について直接要請
- 3月中目途に、入契調査の結果を取りまとめ、平準化の進捗・取組状況を公表
- 地域発注者協議会において、全国統一指標として団体ごとの進捗・取組状況の見える化を行うとともに、改善に向けて継続的にアプローチ

工期に関する基準の作成について（中央建設業審議会WGにおける検討）

- 改正建設業法において、適正な工期による契約締結を促すため、中央建設業審議会が新たに工期に関する基準を作成することが規定
- これを受けて、中建審にワーキンググループを設置し、令和元年11月より基準の検討を開始

委員

青柳 剛 一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長
 稲月 勝巳 電気事業連合会工務部長
 小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授
 河崎 茂 一般社団法人全国中小建設業協会副会長
 木谷 宗一 一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長
 齊藤 誠 東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長

佐藤 善彦 一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事
 佐藤 りえ子 弁護士
 里深 一浩 西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長
 高橋 健一 一般社団法人日本電設工業協会経営企画委員会副委員長
 仲田 裕一 一般社団法人不動産協会企画委員会委員長
 古阪 秀三 【座長】立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授
 村上 清徳 東京都建設局企画担当部長

(五十音順、敬称略)

今後の検討事項

工期に関する基準に盛り込むべき事項を検討。

- ・ 全行程に共通して考慮すべき事項/工事の工程・特性別に考慮すべき事項
 (例) 自然的要因、休日 / 準備期間、施工期間、後片付け期間 等
- ・ 主要民間発注分野（鉄道、住宅・不動産、電力・ガス）の特性 等

スケジュール

令和元年11月28日 第1回ワーキンググループ

以降、順次WGを開催し、夏頃目途にとりまとめ予定。



(第1回WG 古阪 座長挨拶)

2. 公共工事の施工確保の状況について

足許の公共工事の施工確保を巡る状況

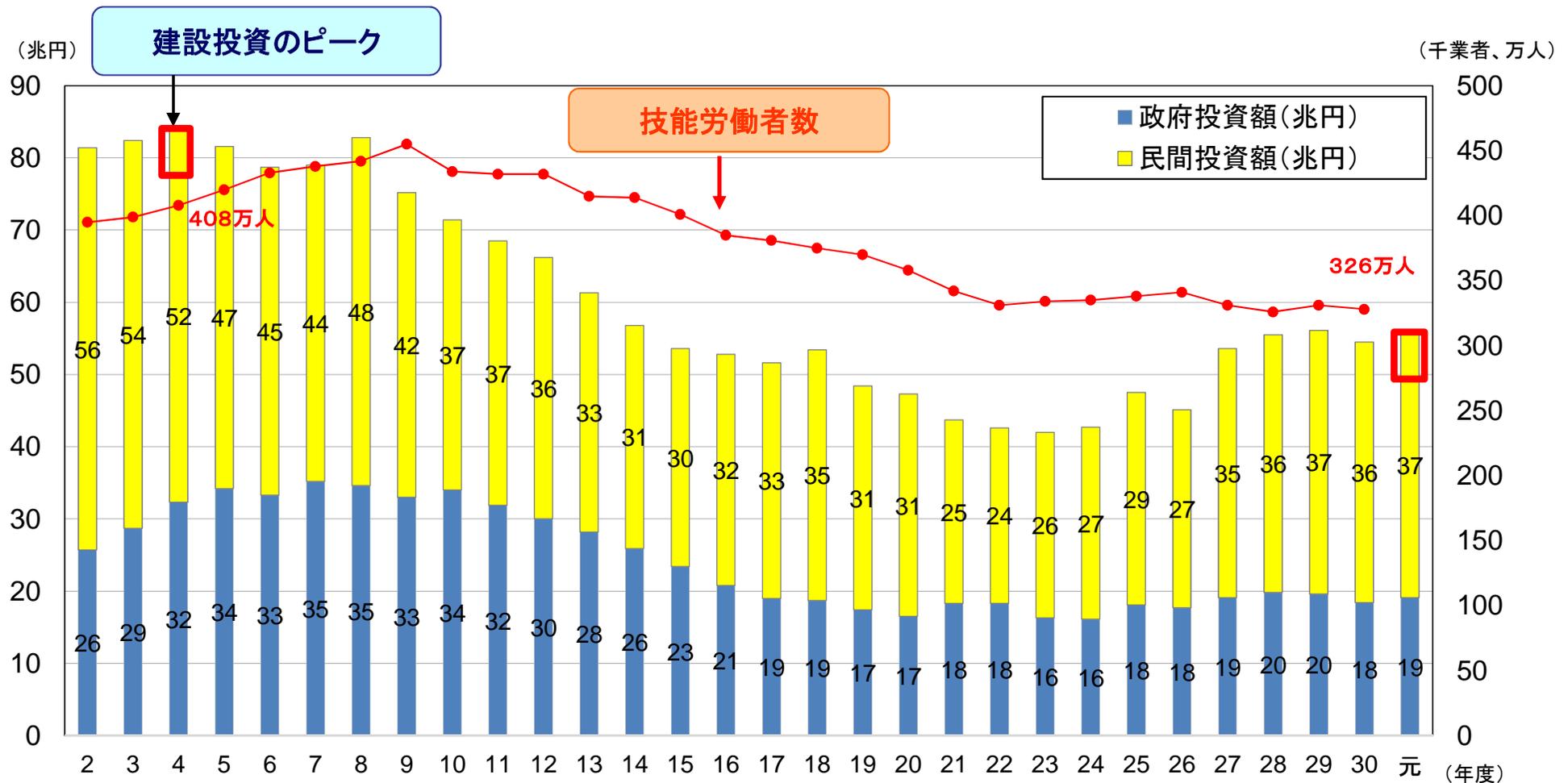
現場の人手確保の状況

- 足許では、とび工や鉄筋工など躯体工事の一部職種や、大規模な災害からの復旧・復興工事が続く地域など、職種や地域によって人手不足感も指摘されているものの、全国的にみれば、工事の施工を担う人手は概ね確保できている状況

不調・不落の発生状況

- 国土交通省直轄工事については、
 - ・民間工事と競合する建築・設備工事や、施工条件の悪い維持修繕工事、山間部の砂防工事、
 - ・民間投資が旺盛な関東や沖縄、昨年度の豪雨災害で大きな被害を受けた中国地方 など、一部の工種や地域について多く発生しているものの、その他の工種・地域では概ね例年通りの水準
- 都道府県発注工事についても、昨年の豪雨災害で大きな被害を受けた広島県など、一部地域では高めの数値もみられるものの、全体として、例年と比較して特段顕著な乖離はみられない状況
- 総じて、他の工事より施工条件が厳しい工事等が敬遠されるものの、施工条件が良い工事への応札は堅調

- 建設投資は、ピーク時(H4年度)から、約3.3割の減少 (84兆円 ⇒ 56兆円) ※公共投資は**4割減**
- 一方、技能労働者の数は、H4年度に比べて、**約2割の減少** (408万人 ⇒ 326万人)

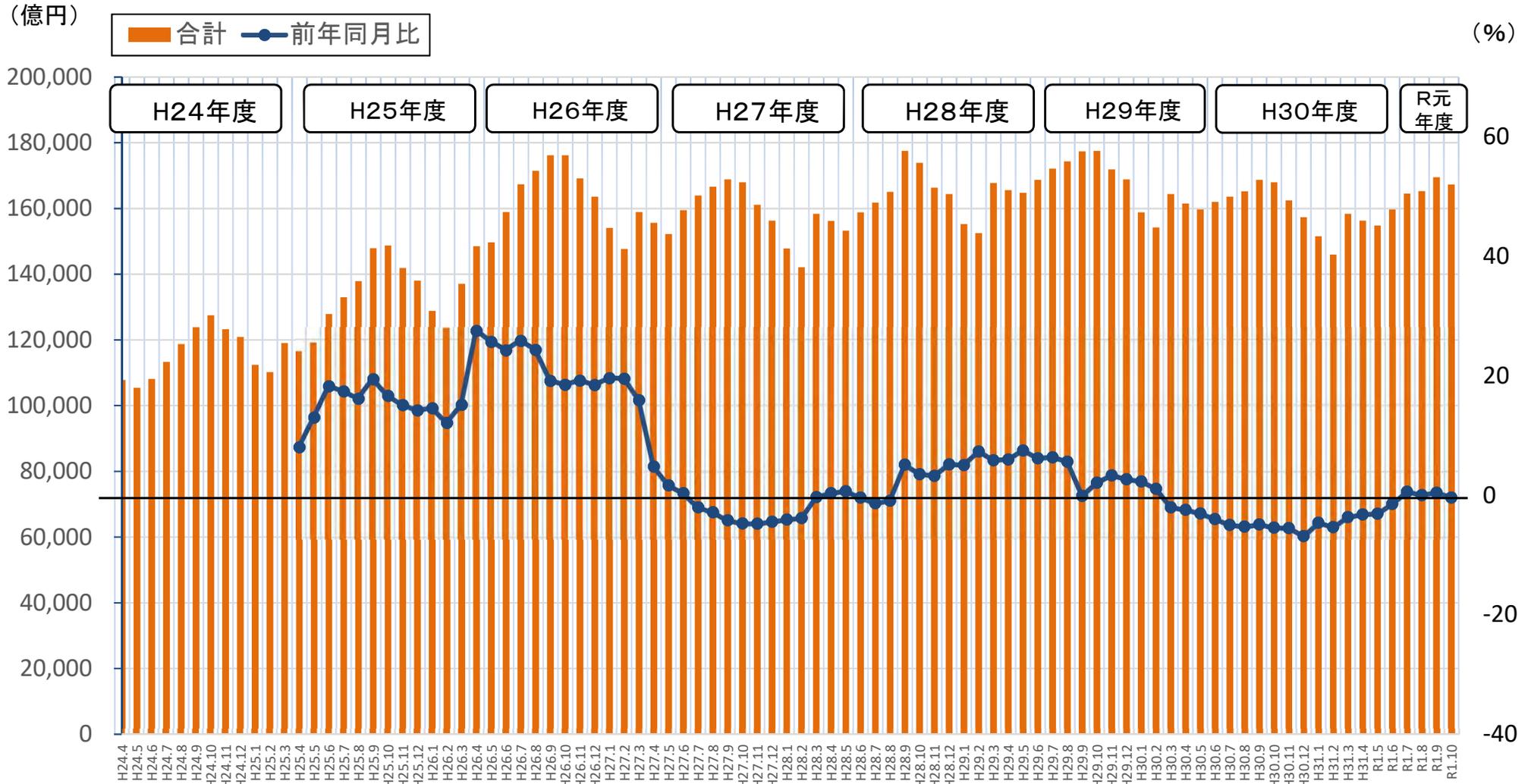


出典: 国土交通省「建設投資見通し」・総務省「労働力調査」

注1 投資額については2016年度まで実績、2017年度・2018年度は見込み、2019年度は見通し

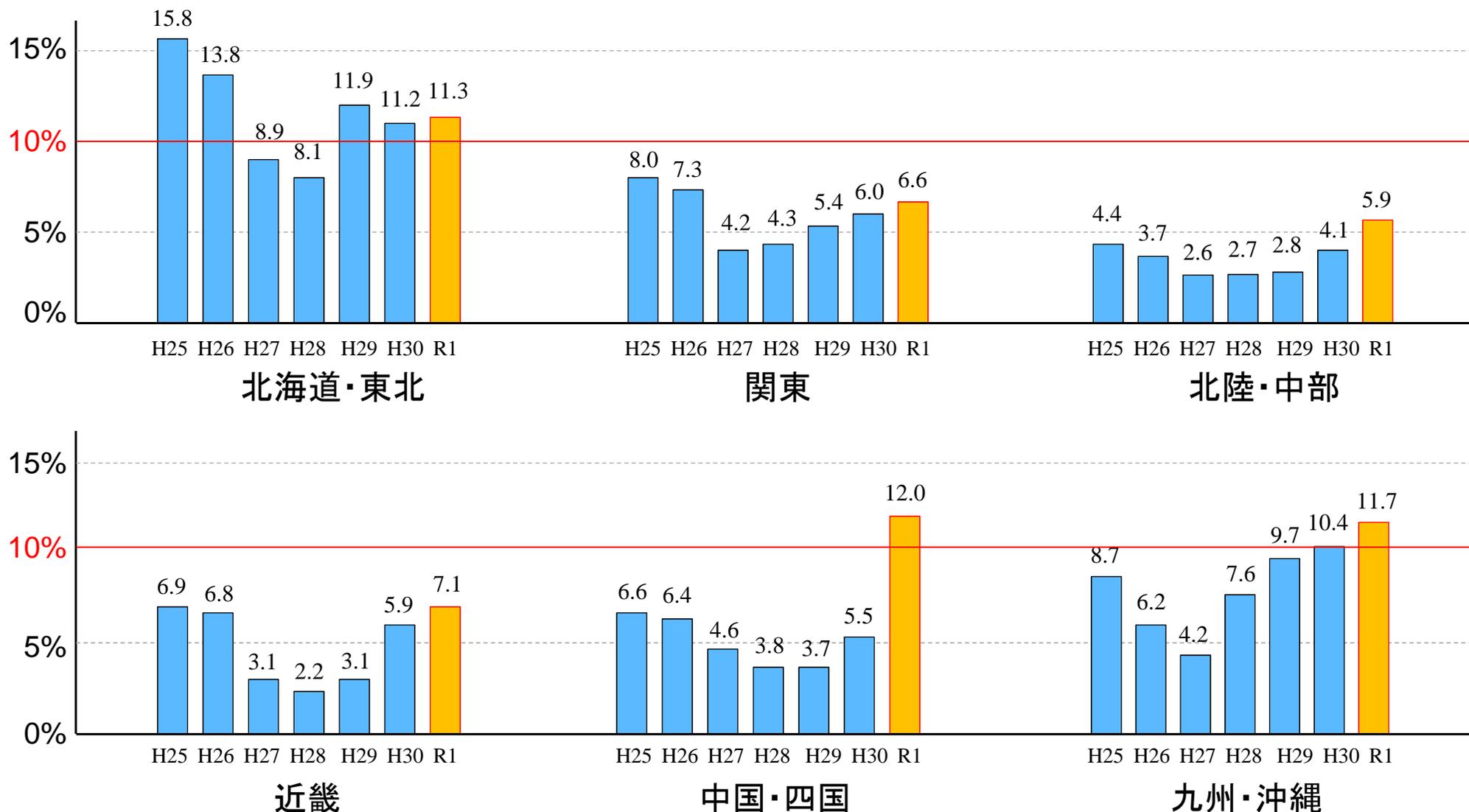
注2 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、2015年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、2011年以降の投資額を遡及改定している

○手持ち工事量は、建設業者が受注して現在執行中の工事高の推移を表すもの
 ○直近もここ数年とほぼ同じ状況で安定的に推移



出典:建設総合統計

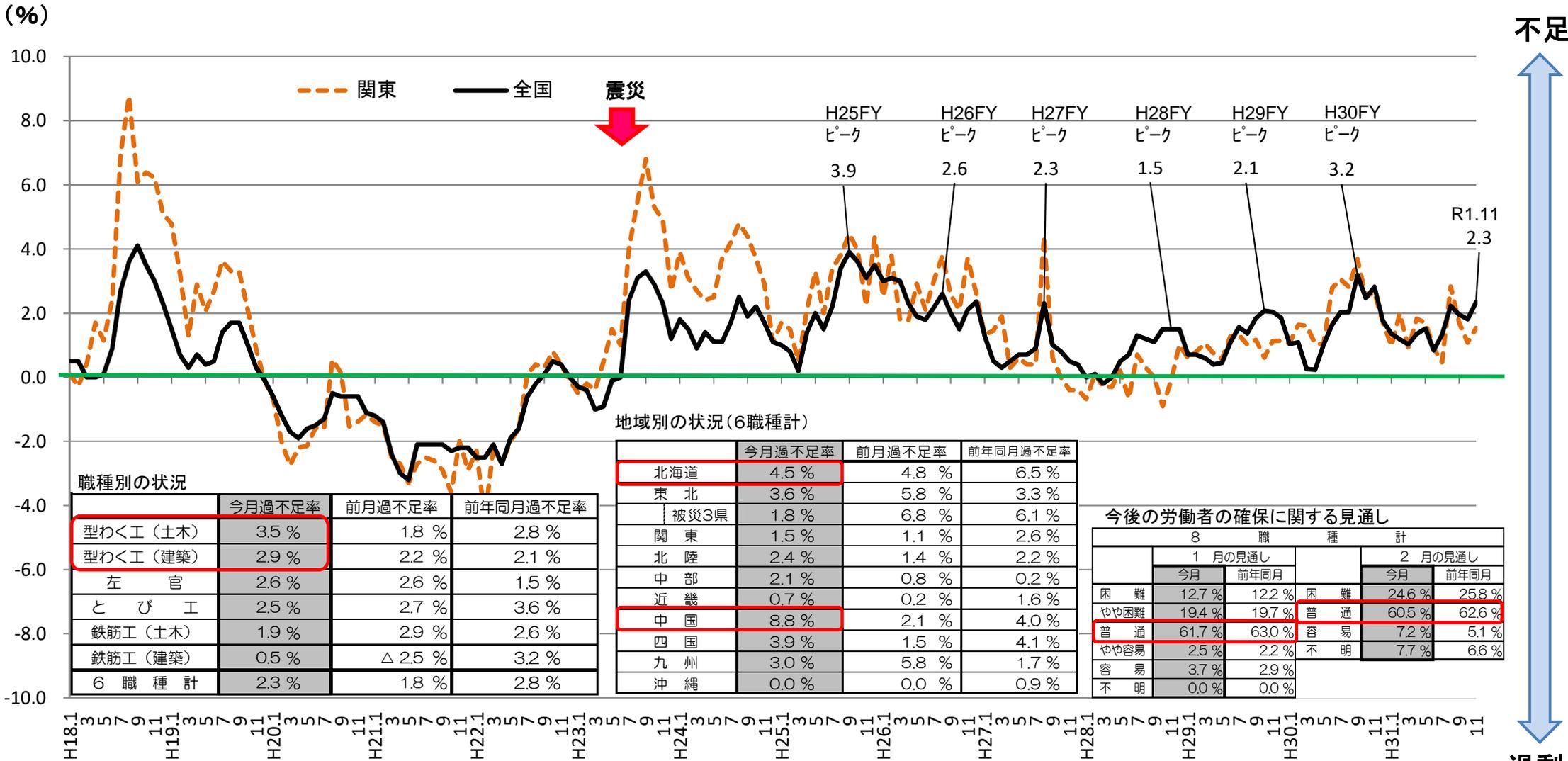
○豪雨災害で大きな被害を受けた中国・四国、九州地方では高めの水準にあるものの、全体としては例年並みの水準で推移



⇒不調・不落となった工事については、再入札や不落随契などの手続きを進めている

※H24～H30は年度毎の数値
 ※R1は4月～11月の数値

○一部職種・地域によっては人手不足感が見られるものの、総じて落ち着いて推移している。



※「6職種」とは、型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)をいう。

※調査対象は建設業法上の許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち全国約3,000社(うち有効回答者数1,625(R1.11の場合))

※現在の過不足状況調査事項: モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数

$$\text{過不足率} = ((2) - (3)) / ((1) + (2)) \times 100$$

出典: 建設労働需給調査(国土交通省)

不足

過剰

足許における公共工事の受注余力（地域建設企業の声）

○ 一部で人手不足を懸念する声はあるものの、総じて、受注余力について肯定的な声が目立つ状況

【 A県 】

- 復旧・復興が仕上げ段階に入り、工事量は収束し始めている。手間のかかる工事や採算性の悪い工事が敬遠される傾向にあるが、**受注余力は十分にある。**
- 人手は、年度末の仕上げの段階等で不足感はみられるが、**全体的には不足感はなく、現場の執行体制に問題はみられない。**

【 B県 】

- 工事量が増加する中、直営、下請とも人手不足。建築工事を中心とする民間建築は県内では多くない状況。
- 型枠工、鉄筋工が不足している。交通誘導員は特に不足。事前に施工業者等を手配しておかなければ、入札ができない。

【 C県 】

- 昨年度補正予算の工事が完成時期を迎え、発注状況は好循環にある。**第4四半期に向けて施工余力はある。**
- 今年度は工事量の増加が予想されたため、受注時期等を考慮し応札する傾向にあるが、**極端な技術者・技能者の不足の状況にはない。**

【 D県 】

- 県全体ではかなりの仕事量だが、**地域間格差があり、仕事が少ないという声も聞かれる。**補正予算に期待を寄せる企業も少なくない。県発注工事で不調が多少増えているが、建築関係が多い。**再入札によりほとんどが契約に至っている。**

【 E県 】

- 下半期も工事量が潤沢な状況は変わらない見通し。県の北部・南部で**地域格差はあるが全体的に施工余力はある状況。**全般に監理技術者の不足がみられる。中型・大型の建築工事の不調がある。要因は市町の積算単価が実勢に追いついていないこと。

【 F県 】

- 3カ年緊急対策工事が多く発注されているが地域間格差がある。施工余力があっても採算性が悪い工事が多々ある。適正な設計のもとで発注されれば十分に受注余力はある。**人手については、慢性的に技術者が不足している。ICT施工現場では生産性が向上している。

【 G県 】

- 県内の公共事業量は対前年比で10%以上増加している。ダンプの確保が難しくなっているとの声がある。
- 特に農林関係の工事で不調が多くみられる。

【 H県 】

- 公共工事は過去5年で最高水準にあるが、**施工余力は一部地域を除いて問題はない。**3カ年緊急対策や大雨による災害で工事量は増えているが、県内の小規模事業者や専門業者を対象とした工事が多い。
- 交通誘導員が慢性的に不足しているが、自家警備や工期の調整等で対応している。技能者が全般的に不足気味(特に型枠、左官、大工)。

都道府県における不調不落の対応状況

○中国地方など被災地のほか、一部の都道府県では入札不調がやや多いとの声が聞かれるが、再入札等によってほとんどが契約に至っている状況

【 北海道 】

○**建築の改築工事や建築設備工事、小規模な工事**で不調不落が発生しているが、ほとんどが再入札の結果、契約に至っている。

【 山形県 】

○**工事金額が3000万円以下の道路補修**などで不調不落が発生している。

○災害復旧関係の工事件数の増加により、再入札で契約に至らない場合もあるが、地域外の業者の入札参加や発注ロットの調整などの工夫により対応している。

【 石川県 】

○**建築設備工事や、山間部における工事**において不調不落が発生しているが、再入札の結果、ほとんどが契約に至っている。

○技術者の確保が困難であることが要因となっている場合もある。

【 岐阜県 】

○**建築事業**で不調不落が発生しているが、再入札でほとんどが契約に至っている。

【 和歌山県 】

○**主に事業量の増額が要因**と考えられる不調不落が発生しているものの、再入札の結果、ほとんどが契約に至っている。

○事業量の増額に対応すべく、入札参加ランクの拡大等の対策を講じている。

【 鳥取県 】

○**現場条件の悪い災害復旧工事**において不調不落が発生している。やはり、災害復旧工事は敬遠される傾向にある。

○再入札の結果、契約に至らない場合もあるが、設計内容の見直しや発注時期の見直しにより対応している。

【 高知県 】

○**災害復旧工事(特に9月以降の工事)**が多く、不調不落の発生率が例年より多いが、再入札の結果、ほとんどが契約に至っている。

○災害復旧工事における技術者配置要件の緩和や発注ロットの調整等の工夫を行いながら対応している。

【 福岡県 】

○**主に災害復旧関係の工事件数の増加**により不調不落が発生しているが、再入札の結果、ほとんどが契約に至っている。

たとえば、被災地域の入札方式の見直しや、資材の適正価格に応じた単価改定などを講じて対応している。

【 佐賀県 】

○**山間部の工事やクリーク防災工事、災害復旧工事**で不調不落が発生している。再入札の結果、契約に至らない場合もあるが、発注ロットの工夫や入札参加対象者の拡大などで対応している。

【 宮崎県 】

○**災害工事や営繕工事**で不調不落が発生しているが、再入札の結果、ほとんどが契約に至っている。

○点在工事の間接費積算や、見積りの積極的活用などにより対応している。

国土交通省関係予算の執行状況等について

令和元年11月7日
(自民)国土交通部会

- 国土交通省関係の令和元年度予算の執行状況は、9月末時点で契約率70%(うち臨特分の契約率は43%)。
- 国土交通省直轄工事の不調・不落が増加しており、平成25年度に次ぐ高い水準。過去の経験を踏まえて適切な施工確保対策を実施することで、今後も円滑な事業執行を図ることとしている。

<予算の執行状況(上半期)>

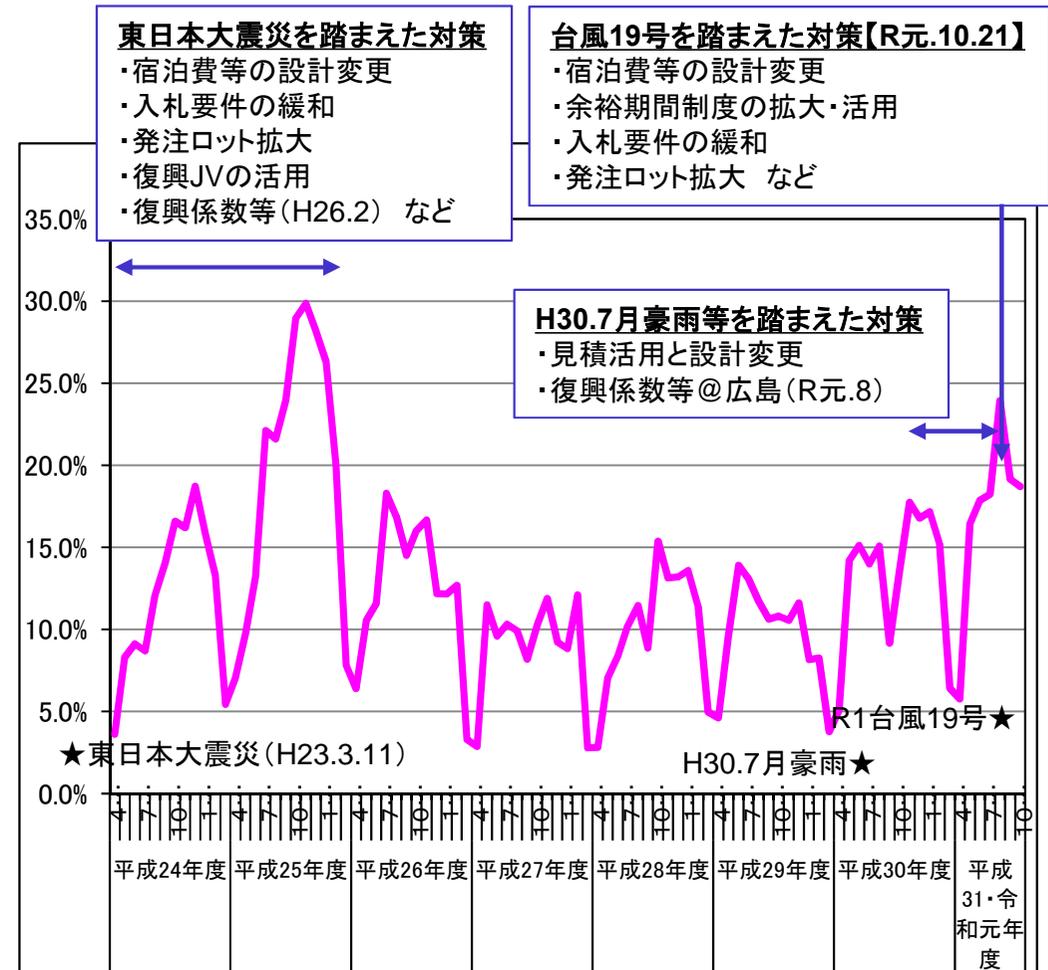
(令和元年9月末時点)

	予算現額	契約額	契約率	支出額	支出率
H30補正 (臨特)	0.6兆円	0.5兆円	81%	0.1兆円	17%
R1 (全体)	11.3兆円	7.9兆円	70%	1.6兆円	14%
うち (R1臨特)	0.7兆円	0.3兆円	43%	0.05兆円	6%

※H30(全体)の予算現額は10.3兆円で、上半期契約率は71%

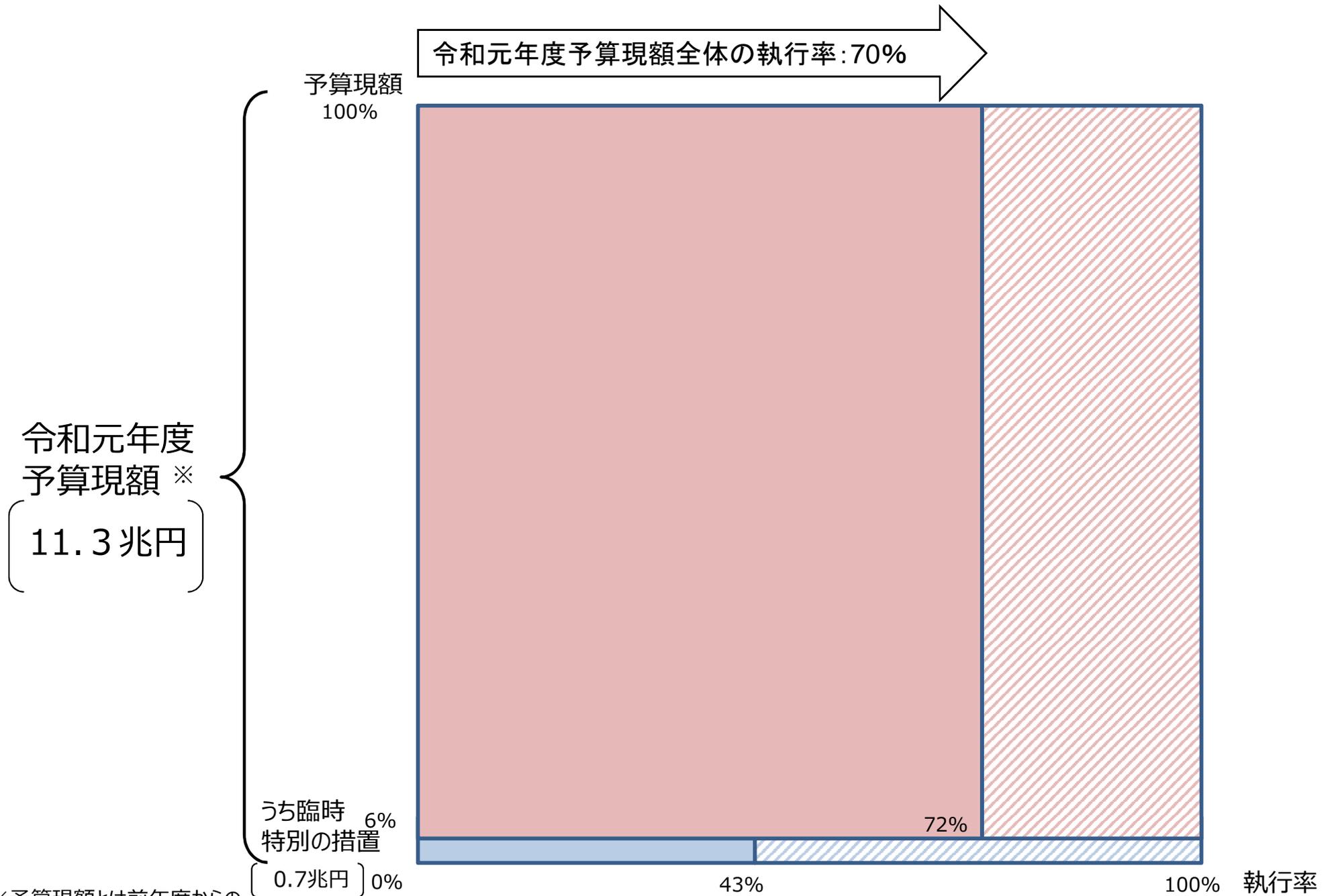
※予算現額とは、前年度からの繰越分を含めたもの
※直轄・補助・独法等の合計

<入札不調・不落の状況と主な対策>



※H24.4~R元.10(R元.10は速報値)、国土交通省直轄工事

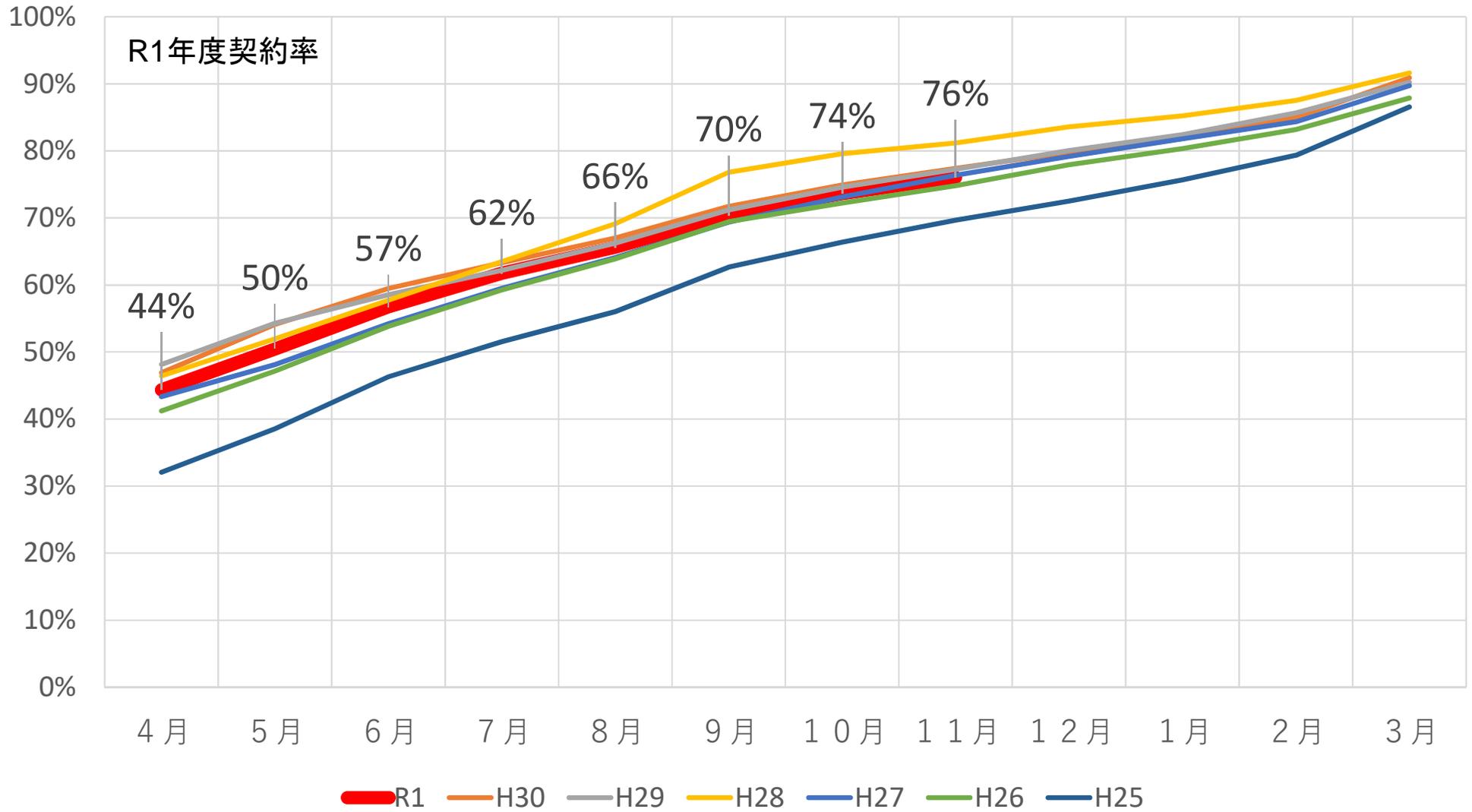
(補足) 予算の執行状況(令和元年9月末時点)の規模感について



※予算現額とは前年度からの繰越分を含めたもの

当初予算の契約状況

OR1年度の契約状況は、ほぼ平年並みに推移



※前年度からの繰越分を含めたもの
 ※直轄、補助、独法の合計

臨時特別の措置予算による具体的な対策

○臨時特別の措置予算(臨特)については、箇所毎に工事の手順があるため、H30補正分から順番に執行。
○R1年度予算の執行は、R1年度下半期から本格化。

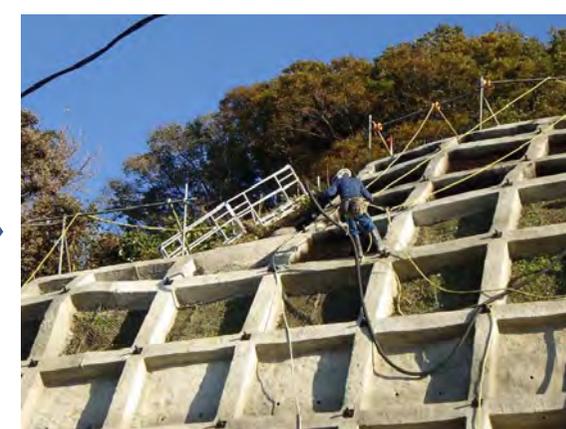
<道路(法面对策)の例>



樹木伐採(H30補正)



法枠施工(R1)



中詰材設置、アンカー設置(R2)

<河川(河道掘削)の例>



施工前



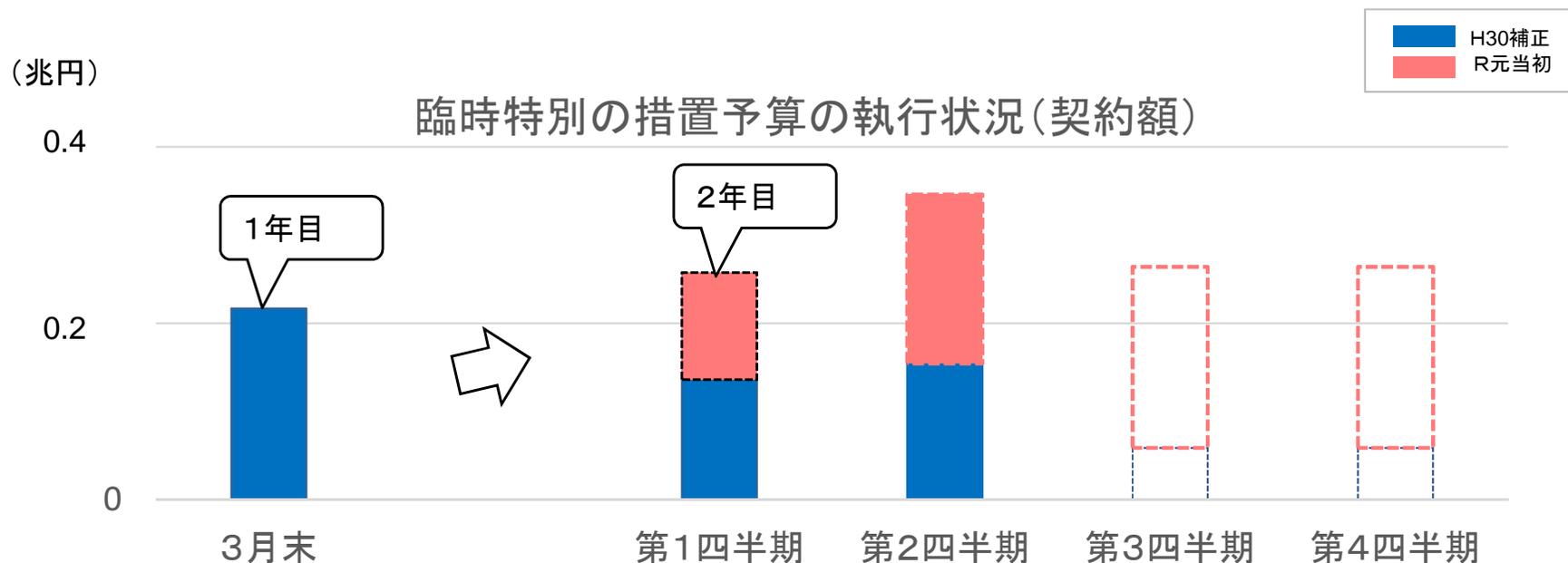
樹木伐採・河道掘削実施中(H30補正)



下流より順次、上流を施工(R1・R2)

臨時特別の措置予算の執行状況

○臨時特別の措置予算の執行状況(契約額ベース)は、9月末時点で61%(H30補正:81%、R元当初43%)。

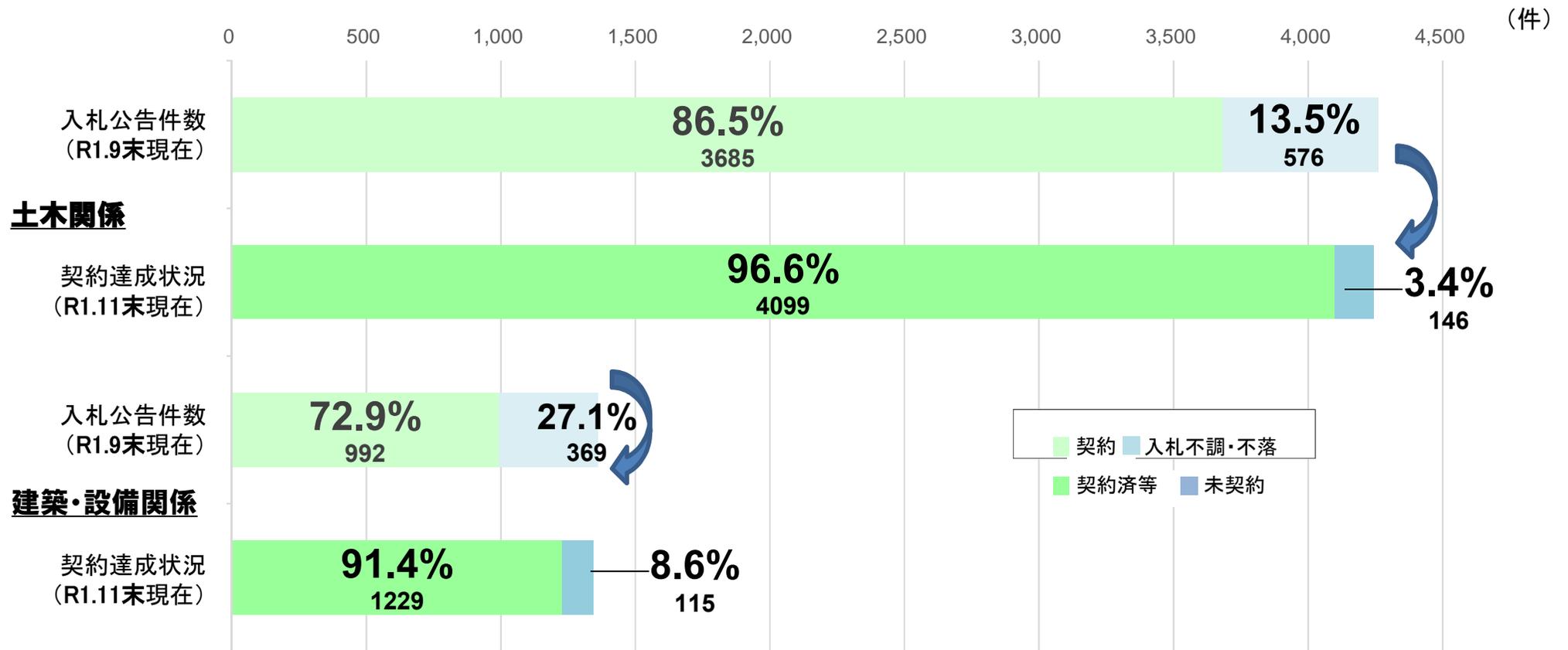


※第3、第4四半期の想定額については残額を当配分して計上。

	予算額	3月末		第1四半期		第2四半期		契約済 計		(残額)	
		率	率	率	率	率	率	率	率		
H30補正	0.63	0.22	35%	0.14	22%	0.15	25%	0.51	81%	0.12	19%
R元当初	0.72	-	-	0.12	17%	0.19	26%	0.31	43%	0.41	57%
計	1.35	0.22	16%	0.26	19%	0.35	26%	0.82	61%	0.53	39%

令和元年度 工事契約達成率(全国、上半期(第1四半期～第2四半期))

○入札不調等が発生した案件についても再発注等で着実に執行が進んでいる。

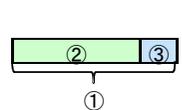


※集計対象 : 直轄工事(全工種、8地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局)

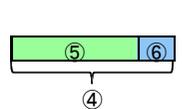
※土木関係 : 一般土木、港湾空港土木、アスファルト、鋼橋上部、造園、セメント・コンクリート、プレストレスト・コンクリート、法面処理、維持修繕、河川しゅんせつ、グラウト、杭打

※建築・設備関係: 建築、木造建築、電気設備、暖冷房衛生設備、塗装、さく井、プレハブ建築、機械設備、通信設備、受変電設備

凡例



- ①契約+入札不調・不落 : 令和元年度中の4月から9月までの入札公告件数
- ②契約 : 落札され、契約に至った件数
- ③入札不調・不落 : 入札不調・不落等により契約に至らなかった件数



- ④契約済等+未契約 : 当該期間に契約を予定していた工事件数
- ⑤契約済等 : ④のうち契約に至る、もしくは他工事への変更等により実質的に契約された件数
- ⑥未契約 : ④のうち現時点(R1.11末現在)まで、契約に至っていない件数

通常工事・業務を含めた更なる直轄の施工確保対策(主な項目)

令和元年10月21日通知

<設計積算>	応急復旧工事に限らず、見積を積極的に活用 特に、 <u>見積単価の事前公表</u> (河川維持工、砂防工等調達環境の厳しい工種等において当初発注から適用)
	適切な設計変更 (地域外からの労働者確保に要する宿泊費等の設計変更)
	実工期を柔軟に設定できる <u>余裕期間制度の原則活用、拡大</u> (余裕期間：原則5ヶ月→6ヶ月へ拡大)
<入札契約>	総合評価落札方式の適切な運用等 (技術者の実績等の要件緩和 <u>(技術者の実績等の要件を求めないことを含む)</u> 等)
	不調の発生により未契約案件について <u>不調随契を活用</u>
	地域の実情に応じて、適切な規模・内容で発注 (地域要件の緩和、 <u>発注ロットの拡大</u> 、河川事業と道路事業の組み合わせ発注等)
<施工段階>	検査時の書類の簡素化 (工事工程表等44種類→工事品質に関わる資料を中心に10種類程度に厳選)

公共工事の施工確保に向けた取組

- 公共工事の更なる円滑な執行を図るため、10月に、技術者の実績要件の緩和や適切な規模での発注など、多岐にわたる施策を適切に講じるよう、地方整備局及び地方公共団体に対して通知し、取組を周知徹底
- 引き続き、担い手の確保・育成に向けた施策に取り組むとともに、地域の実情を注視しつつ、必要に応じて更なる対策を検討し、適時適切に実施

公共事業の円滑な施工確保対策に向けた主な取組

地方整備局及び地方公共団体に対する通知等※により、以下の取組を推進

<p>被災地における災害復旧の施工確保</p>	<p>人材・資材の確保と効率的な活用</p>
<p>○ 緊急性に応じた随意契約や指名競争入札の活用 ○ 監理技術者等の専任配置に係る特例措置の適用 等</p>	<p>○ 労務及び資材等の最新の実勢価格を踏まえた適正な積算 ○ 遠隔地からの建設資材調達や労働者の確保に係る設計変更等の実施 ○ 技術者の専任等に係る取扱の明確化 ○ 地域の状況に応じた発注ロットの適切な設定 ○ 実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用 等</p>
<p>適正な予定価格の設定</p>	<p>地域の建設産業の安定的・持続的な活躍、担い手の確保・育成に資する環境整備</p>
<p>○ 見積もりの活用など、実態に即した予定価格の設定 等</p>	<p>○ 前金払制度の更なる活用等、企業の資金調達の円滑化 ○ 適切な地域要件の設定や、地域精通度等の企業評価 ○ 債務負担行為の活用等、施工時期の平準化の推進 ○ 適正工期ガイドラインに基づく適正工期の設定 等</p>
<p>生産性の向上</p>	
<p>○ ICT等の積極的な活用 等</p>	

※「公共工事の円滑な施工確保について」(平成30年11月9日、平成31年2月8日)、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和元年10月21日)等